

道路の管理に関する費用負担について

道路局路政課

六月、新人研修に行っていたサトシは、路政課に帰ってきました。今日もサトシは、ユウスケ先輩の下で道路法の勉強に励んでいます。

ユウスケ サトシ君、路政課の雰囲気にもそろそろ慣れてきたかな？

サトシ はい。路政課のある種独特な雰囲気や、厳しい先輩方も段々慣れてきたと思います。たまに怒られすぎて落ち込みますが……。あと、毎日省内を駆けずり回るので、コンディションがかなり上がってきました。やっぱり走り込みは重要ですね！

ユウスケ ハハハ。それはよかった。恐らくもう二kgほど絞れば、ベストな体重に持っていきけるはずだ。あ、怒られた時は気にしないことが一番だよ。最初は大変だけど、直に慣れるからさ。

さて、道路法の知識も少しづつ身に付いてきたかな？

サトシ ユウスケ先輩のご指導のおかげで、徐々に道路法にも慣れてきたと思います。ただ、まだまだ理解が足りない部分が多いので、日々努力する必要があると痛感しています。

ユウスケ その心意気を忘れないことだね。君にも早く一人前になってもらいたいからね。道路法の中で、どこか、難しいと感じている所はあるかな？

サトシ そうですね、道路の管理に関する費用負担のところが難しいように感じます。

ユウスケ なるほど。費用負担は一見取っつきにくいからね。道路管理の費用負担は、原則的にどう定められているか知ってるかな？

サトシ 道路の管理に要する費用の負担者は、当該道路の管理者になるといのが原則で、道路法第四十九条に規定されていま

す。

ユウスケ その通りだね。で、その原則にはたくさん例外があるけど、どんなものがあるかな？

サトシ そもそも、道路法にも例外が規定されていて、第四十九条の次の第五十条第一項で規定されている国道の管理に関する費用負担が挙げられると思います。

ユウスケ そうだね。第五十条第一項では、国土交通大臣が国道の新設又は改築を行う場合、当該新設又は改築に要する費用は、国が三分の二、都道府県が三分の一を負担するとされているね。また、同項では、都道府県が国道の新設又は改築を行う場合においては、国及び当該都道府県が、それぞれ二分の一ずつ費用を負担する、ということも規定しているよ。ただし、道路法第五十条第一項の規定は現実に用いられることは少ないんだ。なぜだか分かるかい？

サトシ えーと…。

ユウスケ 生ぬるい！ こんなことぐらい即答できないと、課長に詰められたら五時間じゃ済まないよ！ いいかい、一般国道の改築については、各種法律で、道路法第五十条第一項の規定する国の負担割合の特例を設けているものがあるんだ。例えば、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び同法施行令では、高規格幹線道路の国の負担割合が一〇分の七とかさ上げされていて、負担割合を三分の二とする道路法五十条第一項よりも高い負担割合が定められているんだ。

サトシ 大変勉強になります。

ユウスケ ちゃんと覚えておかなきゃだめだよ。ところで、国道の維持、修繕その他の管理に要する費用の負担割合はどうなっているんだっけ？

サトシ はい、指定区間内の国道については国が一〇分の五・五を、都道府県が一〇分の四・五を負担し、指定区間外については全額都道府県の負担とされています。なお、これらは、五十条第二項で規定されています。質問なのですが、やはり、国道の維持、修繕その他の管理の費用の負担割合も、他の法令によって、異なる負担割合が定められている場合があるのでしょうか？

ユウスケ いい質問だね。国道の維持等の費用の負担割合についても、道路の修繕に関する法律による特例など、いくつかの特例が存在しているよ。注意が必要だね。ところで、道路に関する費用の補助はどうなっていたんだっけ？

サトシ 道路に関する費用の補助ですか…、分からないです…。

ユウスケ 分からないだと！ 片腹痛いわ！ よし、腕立て伏せ一〇回追加だな。いいかい、道路法第五十六条には、道路に関する費用の補助についての規定があつて、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、道路法第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、国が、道路管理者に対して、管理費用を補助することができるかとされているんだ。この場合の補助率はいくら

か知ってる？

サトシ 二割八分九厘です。

ユウスケ は!? 全然違うよ？

サトシ あ、今のは昨日までのイチローの打率でした。

ユウスケ スクワットしてて。補助率は、道路の新設又は改築の場合二分の一、調査の場合は三分の一、修繕の場合は二分の一とされているんだ。あと費用負担で他に重要な論点として、原因者負担金の制度があるけど、これはどういうものだったかな？

サトシ 原因者負担金の制度は、第三者が道路に関する工事の施行又は維持の必要を生じさせた場合には、その費用の全部又は一部を第三者に負担させるというものです。費用負担の額は、道路に関する工事等の必要を生じた限度においてということになります。

ユウスケ その通りだ。条文ちゃんと読んでおけよ。絶対だからな。読まなかったら、あとでお仕置きしてやる！

サトシ 了解しました。

ユウスケ よし。他に聞きたいことはあるかな？

サトシ 最後に、道路法第六十五条に定められている、義務履行のために要する費用について教えて頂きたいです。

ユウスケ 道路法の規定による義務、道路法に基づく政省令若しくは条例の規定による義務又はこれらの規定に基づく道路管理者の処分によって命ぜられた義務を履行するために要する費用は、その義務を課せられた者が負担しなければならない、とい

うのが原則だよ。ここで原則としているのは、道路法に特別の規定がある場合はこの限りではないからなんだ。費用と関連のある義務として代表的なものには、道路法第四十条第一項の道路占有者の原状回復義務や、同法第二十二條第一項の工事施行命令を受けた工事原因者の義務があるよ。また、この法律の特別の規定としては第六十条がこれにあたると思われるんだ。他の義務や特例についても、しっかり勉強しておくんだよ。

サトシ はい！ ユウスケ先輩、今日は色々と教えて頂いて、大変勉強になりました。本当にありがとうございます。

ユウスケ 今日言ったことを忘れないようにね。そして、色々な解説書や道路行政セミナーのバックナンバーをしっかりと読んで、日々鍛錬を怠らないようにすると思うよ。あ、次に行く研修で知識が抜けないように、テキストを持っていくのを忘れないようにね。

サトシ はい。了解しました。また今度わからないことがあったら、ご指導のほどよろしく願います。

道路法

(原状回復)

第四十条 道路占有者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合には、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)を除却し、道路を原状に回復しなければならぬ。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

(道路の管理に関する費用負担の原則)

第四十九条 道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該道路の道路管理者の負担とする。

(国道の管理に関する費用)

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の国道に係るものにあつては国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担し、指定区間外の国道に係るものにあつては都道府県の負担とする。ただし、第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

3 第一項の場合において、国道の新設又は改築に因つて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、政令で定める基準により、そ

の利益を受ける限度において、当該国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

4 前項の規定により国土交通大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を分担させようとする場合においては、国土交通大臣は、関係都道府県の意見を聞かなければならない。

(道路に関する費用の補助)

第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

(義務履行のために要する費用)

第六十五条 この法律に基く命令若しくは条例又はこれらによつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該義務者が負担しなければならない。